

2022年11月10日
株式会社スマートドライブ
代表取締役社長 北川烈
(コード番号: 5137 東証グロース市場)
問合せ先: 管理部門 (TEL 03-6712-3975)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、利用者、株主、取引先、社員等全てのステークホルダーの満足並びに信頼を高めることを目的とし意思決定をすることを重視し、より高度な価値提供ができるような企業活動を通じて継続的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題と認識しております。

この考え方に基づき、法令・規制要求事項を遵守すること及び、事業を通じてお客様の真の成功を実現できる提供価値を生み出す重要性を社員に認識させます。また、質の高い組織規律と製品を支える企業統治の体制を整備し継続的に改善を図るとともに、経営方針を実現するための内部統制の整備及びそのモニタリングを推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 OMU	3,000,000	49.67
TJ2015.FUND LP	457,500	7.58
Monoful Pte. Ltd.	400,020	6.62
住友商事株式会社	140,610	2.33
ANRII1号投資事業有限責任組合	133,330	2.21
Innovation Growth Fund I L.P.	112,500	1.86
ジー・エス・グロースインベストメント合同会社	80,010	1.33
三菱UFJ キャピタル5号投資事業有限責任組合	62,480	1.03
住友三井オートサービス株式会社	56,250	0.93
ソニーグループ株式会社	46,890	0.78

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田 康隆	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 康隆	○	—	社外取締役の福田康隆氏は、ベンチャー企業を含む幅広い企業経営に関する知見を、当社の経営に活かしていただけるとの判断から選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査計画及びその結果について、監査の都度で内部監査責任者と監査役との間でミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。内部監査担当と監査法人との連携につきましては、期中にミーティングを行い、内部統制に対する監査の実施方針や進捗について意見交換を行うこととしております。監査役と監査法人とは、期中に報告を受けるほか、適宜、意見交換を行うこととしております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 友啓	公認会計士													
石井 絵梨子	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 友啓	○	—	公認会計士としての専門的な見地を有しております、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
石井 絵梨子	○	—	企業内容の開示及び企業法務

			に関する豊富な知識と経験を有しております、社外監査役及び独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社では、業績向上と企業価値の向上に対する役職員の意識や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	取締役、監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2018年12月25日付第5回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されております。継続的な企業価値の向上と当社業績向上へのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。なお、付与数につきましては、勤続年数、役職及び今後の期待を考慮して決定しております。

開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬総額が1億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
該当項目に関する補足説明	

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2018年12月25日付第5回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されております。なお、当社の役員報酬は固定報酬のみとしており、業績連動報酬を採用しておりません。

取締役の個別報酬額の決定は、株主総会で承認された総額の範囲内で役員報酬規程に従って各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会において報酬額を配分・決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、人事総務部にて行い、社外監査役へのサポートは、内部監査担当及び人事総務部で行っております。 取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より3日前までに事前配布し、社外取締役及び社外監査役が充分な検討を行う時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。また、常勤監査役として行っている監査の現況については監査役会等で報告し、情報の共有を図

るとともに、会計監査人、内部監査担当との情報共有を促進する体制を確立することで、監査役としての役割を果たせる環境整備を図っております。

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等 退任日	任期
該当なし					

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

該当なし

その他の事項

一

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 4 名(うち社外取締役 1 名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要な意思決定を行っており、各取締役から担当する業務執行の状況報告を行わせることで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の出席により、取締役会への助言・監視を行い経営監督機能の強化を図っております。

b. 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名(社外)、非常勤監査役 2 名(社内・社外各 1 名)の合計 3 名で構成されております。監査役会は、毎月 1 回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 執行役員制度

当社では取締役会の経営及び業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営の効率化や意思決定の迅速化を目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は代表取締役によって選任され、代表取締役により定められた担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

d. 内部監査

当社は、専門の部署として内部監査室の設置はしておりませんが、代表取締役の承認により指名された内部監査担当者によって内部監査を実施しております。当社の内部監査担当者は、内部監査責任者 1 名を含む 2 名で構成されております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を効果的かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理推進責任者及びリスクマネジメント委員を定め、それらの者で構成されるリスクマネジメント委員会においてリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び指示を行います。また、リスク管理推進責任者は、リスク管理の状況を代表取締役及び常勤監査役に適時に報告するとともに、必要に応じて取締役会に出席し、報告を実施します。具体的には、管理部門長がリスク管理推進責任者としてリスク管理活動を統括しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、取締役会及び監査役会を設置し、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決

定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、過半数の社外監査役により構成される監査役会において、経営、法務、内部統制等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っております。当社は、この体制が、当社のおかれた事業環境の中で、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送に努めてまいります
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたり、株主の皆様にできるだけ株主総会へ参加いただけるよう、総会集中日を避けた開催日とするよう配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRサイトにおいて、ディスクロージャー・ポリシーを公表しております。 https://smartdrive.co.jp/company/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な開催時期等の詳細は未定ではあります が、個人投資家向けの説明会を定期的に開催する予定としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家との個別ミーティングを開催し、業績や経営方針を説明する予定としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮し検討してまいります	あり／なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ上のIRページに、決算情報、適時開示情報などを掲載する予定としております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。適時開示規程、フェア・ディスクロージャー実施規程等において、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダー	当社ホームページ・決算説明会等により、ステークホルダーの皆様に対して積

に対する情報提供に係る方針等の策定	極的な情報開示を行い、適切なコミュニケーションを図っていく方針としております。
-------------------	---

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス順守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めており、次のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

具体的には、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任するとともに、毎月開催する取締役会において業務執行取締役より業務執行状況の報告を行わせております。また、毎月の取締役会の審議事項について事前に監査役会において法令、定款及び社内規程に適合しているか議論を行い、必要な場合、その議論に基づき取締役会において各監査役より発言を行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めの他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

(b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理推進責任者及びリスクマネジメント委員会を定め、それらの者で構成されるリスクマネジメント委員会においてリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び指示を行います。また、リスク管理推進責任者は、リスク管理の状況を代表取締役及び常勤監査役に適時に報告するとともに、必要に応じて取締役会に出席し、報告を実施します。具体的には、管理部門長がリスク管理推進責任者としてリスク管理活動を統括しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

(b) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。

(b) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。

(c) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築するとともに、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。

f. 監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役会又は監査役がその職務を補助すべく使用者を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用者として、必要な人員を配置します。

(b) 監査役を補助する使用者の独立性を確保するために、監査役を補助する使用者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

(c) 監査役の業務を補助すべき使用者に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役社長の指揮命令は受けないものとします。

(d) 前項の内容を当社の役員及び使用者に周知徹底します。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
- (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- (c) 社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対する不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定めます。
- (d) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- i. 現状において明らかになった課題・改善点
- 中期経営計画通りに売り上げ規模及び受注件数が急増した場合にも有効な内部統制を維持できるよう営業部門及び管理本部の人員の増強及び教育の徹底が課題となっております。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、代表取締役直属の内部統制担当者を配置し、全社的な内部統制活動及び各業務プロセスの統制活動の整備・運用状況の評価・監視を行っております。
- k. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応することとしており、その旨を株式会社スマートドライブ内部統制システムの基本方針にて定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応することとしており、その旨を株式会社スマートドライブ内部統制システムの基本方針にて定めております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力の排除の体制として、反社会的勢力対策規程を制定し、人事総務部を対応統括部門として運用を行っております。また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は、最高責任者を管理部門の長とし、所轄警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携等が図れるよう体制を構築しております。

また、新規取引先については、日経テレコンなどのインターネット検索を用いて風評等の情報収集を行い、事前にチェックを行っており、継続取引先についても定期的に調査を行っております。さらに、取引先との間で締結する「取引基本契約書」や「業務委託契約書」で、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる暴力団排除条項を盛り込んでおり速やかに取引関係を解除できる体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

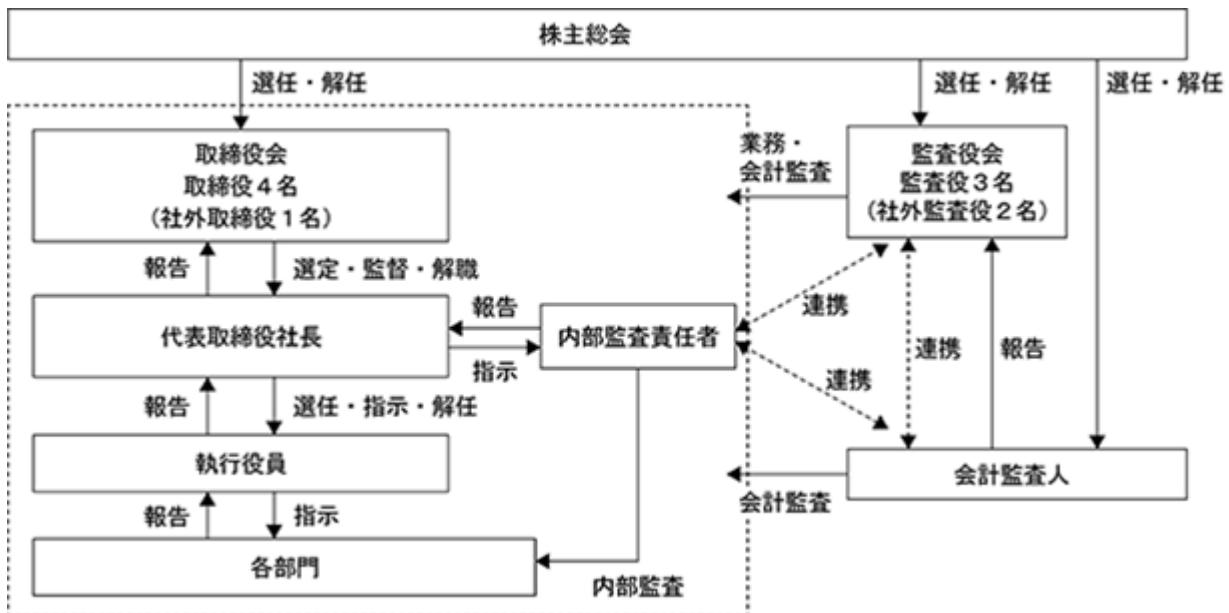
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

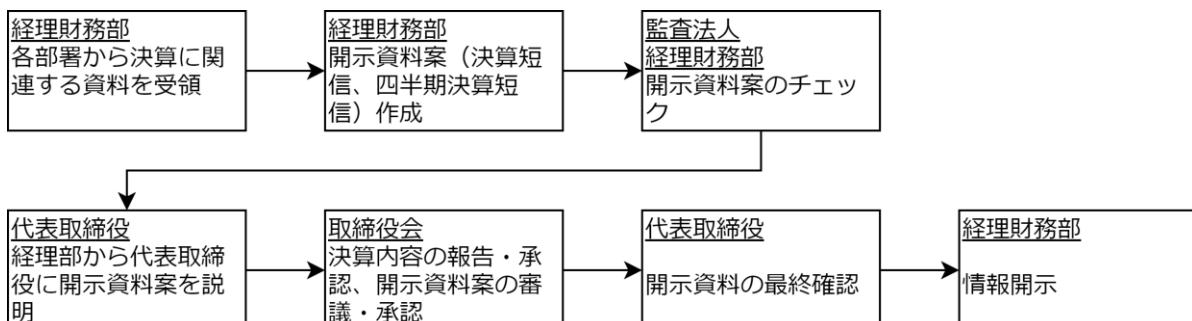
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

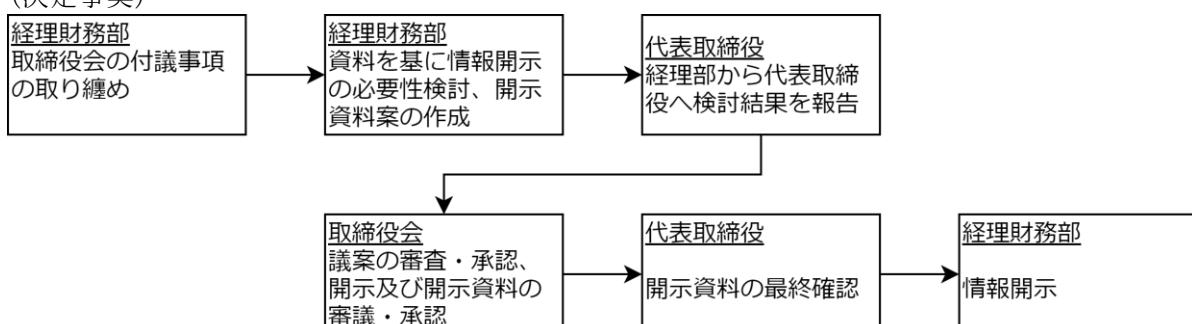


【適時開示体制の概要（模式図）】

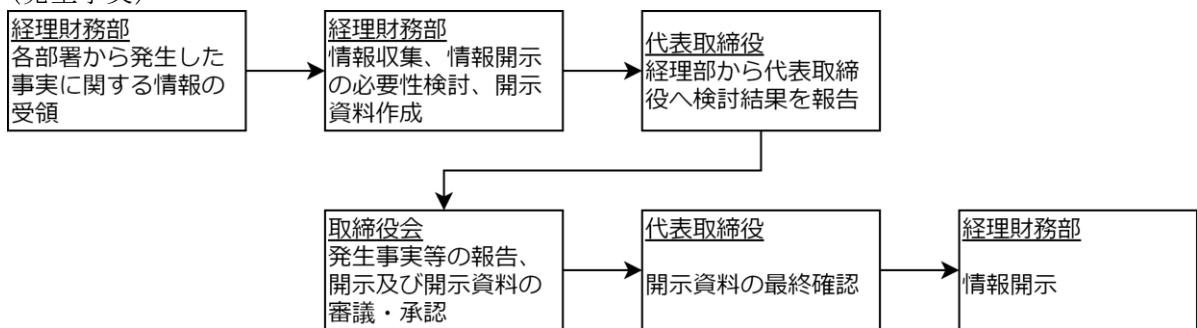
(決算情報)



(決定事実)



(発生事実)



以上